

○化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準

(平成二十九年三月二十八日)

(経済産業省告示第六十号)

改正 令和 五年 三月二八日経済産業省告示第二三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第九条第一項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準(平成二十二年経済産業省告示第二百四十一号)の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準

(令5経産告23・改称)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第6条第1号に規定する事業を行う者であるガス事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者をいう。以下同じ。))について、法第11条第1項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 化石エネルギー原料の有効な利用の目標

ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス(液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「BOG」という。)の着実な利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とすることを目標とする。

2. 目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

ガス事業者は、圧縮機や再液化設備の利用等により、BOGの回収及び利用を実施することとする。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。